

西宮市住宅土砂災害対策支援事業補助金交付要綱

平成29年5月1日

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市に存する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内の民間住宅について土砂災害対策改修を実施する所有者等に対し、これに要する費用の一部を補助することにより、居住者の人命と財産の保護を図ることを目的とする。

(総則)

第2条 本事業を実施する者に対する補助金の交付については、国が定める社会資本整備総合交付金要綱及び兵庫県が定める兵庫県県土整備部補助金交付要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害対策改修 既存の住宅が土砂災害に対して安全な構造となるよう行う外壁の改修や塀の設置等で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合するものをいう。
- (2) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように次の設備要件を満たしている建築物又は建築物の一部をいう。（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む。）
 - ア 一つ以上の居室
 - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居室部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この号において同じ。）の炊事用流し（台所）
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の出入口

(補助対象建築物)

第4条 補助対象となる建築物は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 土砂災害特別警戒区域内の住宅であること。
- (2) 建築基準法施行令第80条の3の規定について既存不適格であること。

(補助事業者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象建築物を所有する市民とする。

(補助対象事業)

第6条 補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が第4条に規定する補助対象建築物に対して実施する土砂災害対策改修に関する事業とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、土砂災害対策改修に要する費用（消費税は算入しない）に3分の1を乗じた金額又は100万円のいずれか低い金額とする。

2 前項の補助金の額は予算の範囲内において市長が定める。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の着手前に、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第土砂1号）

(2) 付近見取り図、配置図（土砂災害特別警戒区域を明示）、各階平面図、立面図、断面図、構造図、現況外観写真

(3) 建築基準法施行令第80条の3の規定への適合検討書

(4) 建築物の所有者及び建築年が確認できる書類

(5) 工事費の見積書

(6) 設計者の建築士の免許証の写し

(7) 改修工事に係る建築確認済証の写し（改修工事に建築確認が必要な場合）

(8) 委任状（代理人が申請事務を行う場合）

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請内容が適切であると認めるときは、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付決定の通知が行われた後でなければ、事業に着手してはならない。

(事業廃止)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助申請者」という。）は、補助事業を取り止めたときは、速やかに補助事業廃止届（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定額の変更)

第11条 補助申請者は、第9条の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（別記第4号様式）を、変更に係る事業に着手する前に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請があったときは、第9条の規定に準じ、補助金の変更の可否を決定し、補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 12 条 補助申請者は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了した日の翌日から起算して 15 日を経過した日又は当該会計年度の終了する日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(別記第 6 号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第土砂 2 号)
- (2) 工事写真
- (3) 契約書及び領収書の写し
- (4) 改修工事に係る検査済証の写し(改修工事に建築確認が必要な場合)
- (5) 交付決定通知書の写し
- (6) 工事監理者の建築士の免許証の写し
- (7) 委任状(代理人が申請事務を行う場合)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の決定等)

第 13 条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を決定し、補助金確定通知書(別記第 7 号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 14 条 前条の規定により補助金の額の通知を受けた者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書(別記第 8 号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(別記第 9 号様式)によりその者に通知するものとする。

(返還)

第 16 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。